



平成21年度

四国森林管理局事業概要

平成21年4月24日



四国森林管理局

平成21年度 四国森林管理局事業概要

はじめに

国土の保全や水源のかん養に加え、近年地球温暖化防止や生物多様性の保全等への関心が高まるなど、森林に対する国民の期待が多様化しています。

また、京都議定書の第一約束期間（平成20年～平成24年）における、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を確実に進めることが大切です。

このため、四国森林管理局においては、平成20年度に改定された「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、森林に対する多様な国民のニーズに応えつつ、「美しい森林づくり」を推進し、民有林・国有林の連携のもと、下記の5つの柱にそって、国民目線に立った事業展開を図ることとしています。

○100年先を見通した森林づくり

地球温暖化防止をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、地域の特色やニーズに応じ、50年サイクルで皆伐・植栽を繰り返す従来の森林づくりに加え、100年先を見据えた、単層状態の人工林の広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等により多様な森林へと誘導する森林整備を行います。

具体的には

- ・公益的機能発揮のための森林施業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙1】
- ・森林吸収源対策に向けた森林整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙2】
- ・生物多様性の保全に向けた取組
～保護林候補地の選定適否等についての調査～・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙3】
～「四国山地緑の回廊」モニタリング調査（クマタカ等猛禽類生息調査の追加）～・・【別紙4】
- ・人と野生鳥獣との共存に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙5】

○流域の保全と災害による被害の軽減

流域全体の保全のための治山対策を、民有林治山事業等と連携することにより効果的に推進し、災害を防ぐことに加え、被害の軽減（減災）に向けた取組を推進します。

具体的には

- ・重要自然維持地域保安林整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙6】
- ・治山事業における間伐材等木材利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙7】

○様々なニーズに応えた森林づくりと利用

森林の有する多面的機能や木材利用の意義に対する理解と関心を高めるため、森林環境教育の機会や、活動フィールドを広く提供し、国民参加の森林づくりを推進します。

具体的には

- ・「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙8】
- ・「美しい森林づくり、地域づくりを目指して」～国有林公開講座の実施～・・【別紙9】
- ・森林・林業体験交流促進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙10】
- ・「森林の達人集」の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙11】

○国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生

資源の充実、加工技術の向上等をチャンスととらえ、川上と川下が連携し、大規模需要者のニーズに対応し得る国産材の安定供給と地域材の利用を推進します。

具体的には

- ・国有林材の安定供給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙12】
- ・地域材利用促進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙13】

○国有林と民有林の連携の強化

民有林と一体となった森林整備、木材の安定供給、国有林を活用した技術研修や森林環境教育を行うことにより、「美しい森林づくり」を推進します。

具体的には

- ・「四国山の日」～新・四国の森林づくり推進事業～・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙14】
- ・民有林との森林整備協定の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙15】

※注：グリーンの文字は、平成21年度新規取組事項

四国森林管理局の事業量と予算の概要（平成21年度）

1 事業量

区 分	事 業 名	20年度 (A)	21年度 (B)	対比(B/A)
健全で豊かな 森林づくり	植付	137 ha	147 ha	107 %
	下刈	622 ha	595 ha	96 %
	除伐	1,166 ha	1,197 ha	103 %
	保育間伐	4,403 ha	4,655 ha	106 %
山地災害への 対応	治山事業	49 億円	44 億円	90 %
	（うち国有林野内）	25 億円	22 億円	88 %
	（うち民有林野内）	24 億円	22 億円	92 %
森林管理に必 要な路網整備	林道新設	8.5 km	5.5 km	65 %
	林道修繕	220 km	225 km	102 %
木材の供給	伐採量	789 千m ³	805 千m ³	102 %
	主伐	263 千m ³	260 千m ³	99 %
	間伐	527 千m ³	545 千m ³	103 %
	立木による販売	264 千m ³	267 千m ³	101 %
	製品(丸太)による販売	161 千m ³	156 千m ³	97 %

注：事業量は、当初計画の数値（補正の翌債等を含む）である。

また、計の不一致は四捨五入による。

2 事業予算

区 分	20年度 (A)	21年度 (B)	対比(B/A)
事業収入	25 億円	23 億円	92 %
事業経費	73 億円	85 億円	116 %

注：20年度の予算は、当初計画の数値である。

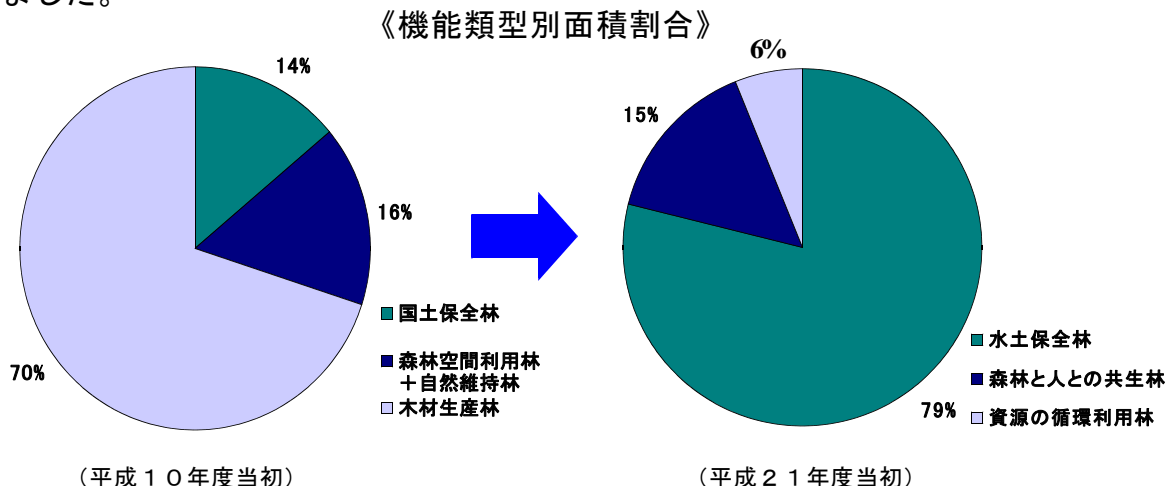
また、事業経費の数値は補正の翌債等を含む。

公益的機能発揮のための森林施業の推進

1 機能類型の見直し、公益林の拡大

四国森林管理局が管轄する国有林野は、四国内でも奥地山岳地域に多く存し、水源かん養、土砂災害の防止など公益的機能の発揮が高く求められる森林がほとんどであることから、公益的機能の高度発揮を果たすため保安林指定を推進してきました。

その結果、四国森林管理局管内の国有林野面積に占める公益林の割合は、平成10年度の30% (5.4万ha) から平成21年度には94% (17.2万ha) となりました。



※ 水源かん養、土砂流出防備等を目的とする森林は、「国土保全林」から「水土保全林」に、自然環境の保全、森林空間の利用を目的とした森林は、「自然維持林」及び「森林空間利用林」から「森林と人との共生林」に名称が変わっています。

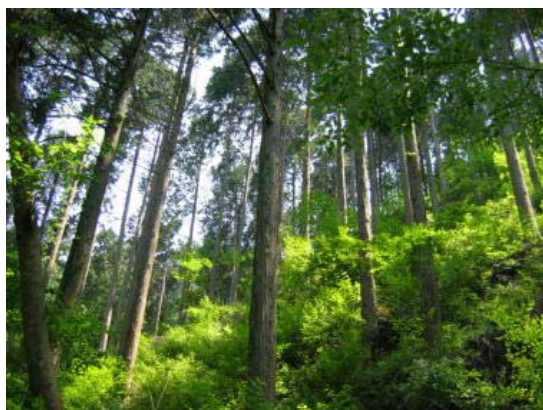
また、木材生産を主目的とする森林は、「木材生産林」から「資源の循環利用林」に変わっています。

公益林とは、機能類型が平成10年度当初では「国土保全林」、「自然維持林」及び「森林空間利用林」、平成21年度当初では「水土保全林」及び「森林と人との共生林」に区分された国有林野です。

2 「美しい森林づくり」の推進

四国森林管理局においては、美しい森林づくりに向けて、公益的機能を重視して長伐期施業や複層林施業、列状間伐による効率的な施業などを推進しており、昨年6月に管内国有林において12箇所の「美しい森林づくりのモデル的な取組」としてモデル林を設定したところです。

本年度は、これらの「モデル的な取組」を民有林関係者、地域住民等を対象とした研修、見学会等に活用するなど地域への普及を図っていくこととします。



ヒノキ人工展示林
(12箇所のモデル的な取組のひとつ)
(香川県高松市)



水土保全複層モデル林
(12箇所のモデル的な取組のひとつ)
(高知県四万十市)

担当：計画課 米田
TEL：088-821-2100

森林吸収源対策に向けた森林整備の推進

森林整備については、これまでも、早急に整備が必要な箇所から優先的に、現地の林分状況等を踏まえ計画的に実施しています。森林吸収源対策に係る森林整備についても、その目標の達成に必要な間伐等の森林整備を効率的かつ確実に推進しているところです。

現在、四国森林管理局管内の国有林には人工林が約１２万ｈａあります。京都議定書の削減目標の達成に向け、吸収源としてカウントできる森林（平成２年（１９９０年）以降に森林整備等を行った森林）を効率的かつ確実に増やすことが重要であり、平成２１年度については、約５，９００ｈａの除伐・保育間伐等の整備を実施することとしています。

今後の森林整備についても、個々の森林の状況、これまでの施業履歴をチェックしながら効率的に実施し、着実な森林吸収量の確保に努めます。



(間伐により整備された森林)

担 当：計画課 米田
T E L：088-821-2100
担 当：森林整備課 平野
T E L：088-821-2200

生物多様性の保全に向けた取組
～保護林候補地の選定適否等についての調査～

1 趣旨

四国森林管理局では、四国山地緑の回廊「石鎚山地区」「剣山地区」を設定し、野生動植物の移動経路を確保しながら、森林生態系の保全を図っているところですが、保護林拡充について「森林・林業基本計画」や、「第三次生物多様性国家戦略」に位置付けられるなど、森林生態系の構成者である野生動植物の多様性の保全のため、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが必要とされています。

このため、四国森林管理局では、平成20年度に釜ヶ谷国有林（徳島県）、足摺山国有林（高知県）、別役稲木山国有林（高知県）の3箇所において、保護林として選定するのにふさわしいかどうかの調査を行ったのに続き、平成21年度においても同様の調査を実施し、将来的には保護林と保護林をつなぐ「緑の回廊」まで見据えた保護林の拡充に向け、保護林候補地の選定適否等を検討することとしています。

2 事業内容

① 調査予定箇所

・ 鎗戸国有林（徳島県）・ 上ヶ成山国有林（愛媛県）・ グドウジ谷山国有林（高知県）

② 基礎・現地調査

調査対象地における植物相の把握や概況把握のため、文献・資料収集、植生図等の作成を行うとともに、調査対象地における林況、樹種構成の特徴把握のため、現地に調査プロットを設定し、地況調査（標高、方位、傾斜等）、毎木調査（樹種、胸高直径、樹高等）、植生調査（階層別植被率）等を行います。

③ 保護林拡充検討委員会

調査実施箇所の「保護林」候補地としての選定適否、「保護林」選定の考え方等について検討を行います。



担 当：計画課 米田、鶴内
T E L：088-821-2100

生物多様性の保全に向けた取組

～「四国山地緑の回廊」モニタリング調査（クマタカ等猛禽類生息調査の追加）～

1 趣 旨

四国森林管理局では、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を促すため、平成15年3月に設定した「四国山地緑の回廊」（石鎚山地区・剣山地区）について、平成20年度に、設定後以降の取り巻く環境が著しく変化（ニホンジカの樹木等への食害の顕在化、四国では絶滅のおそれのあるツキノワグマの生息の確認等）したことを踏まえ、今後の当該緑の回廊のあり方を検討するため、有識者からなる「四国山地緑の回廊あり方検討委員会」を設置し、「四国山地緑の回廊のあり方の方向について」（以下「あり方の方向」という。）を取りまとめたところです。

「あり方の方向」においては、別紙5の「人と野生鳥獣との共存に向けた取組」等とともに、当該緑の回廊等で飛翔が確認されている国内希少野生動植物種のクマタカの生息調査を追加し、その結果を踏まえた対策について検討すべきという方向が示されたことから、平成15年度から実施しているモニタリング調査について、調査項目を追加し実施していきます。

2 平成21年度のモニタリング調査の概要

- (1) 石鎚山地区及び剣山地区を対象に、①森林調査、②ツキノワグマ等の生息状況を把握するための自動撮影カメラ・ヘアートラップ等による動物調査、③スポットセンサスによる鳥類調査を実施するとともに、クマタカ等猛禽類の生息確認、生息環境に関する調査を実施します。
- (2) 剣山地区を対象に、平成19年度から実施しているニホンジカの生息密度調査及び植生被害調査について、ニホンジカへの適切な対策を検討するため、引き続き調査を実施します。



平成15年度緑の回廊モニタリング調査
(剣山地区)で撮影されたクマタカ



平成19年度緑の回廊モニタリング調査
(剣山地区)で撮影されたツキノワグマ

担 当：指導普及課 中島、金子
T E L：088-821-2121

人と野生鳥獣との共存に向けた取組（新規）

1 趣 旨

ニホンジカをはじめ野生鳥獣による農林水産業被害の深刻化を踏まえ、鳥獣被害防止特措法が成立・施行（平成20年2月施行）され、市町村による被害の防止計画の策定及び鳥獣捕獲の許可権限の行使が可能となり、鳥獣捕獲など地域の被害防止対策が一層推進される状況となっています。

一方、国有林においては、鳥獣被害防止特措法の第18条において、国及び地方公共団体は人と鳥獣の共存に配慮し、生息環境の整備・保全に資する取組を講じることと規定されていることを踏まえ、国有林内の鳥獣被害の防止とともに、広域を移動する鳥獣に対し周辺地域と連携を図りつつ生息環境を整備することが必要となっています。

このため、四国森林管理局では、ニホンジカの食害が進行している「四国山地緑の回廊」の剣山地区において、関係機関等と連携を図りつつ、人と野生鳥獣との共存を目指した森林づくり等に取り組めます。

2 これまでの対策と事業内容

関係県、地元NPO等との連携・協働により、防護柵等を設置するとともに、ニホンジカへの適切な対策を検討するためのモニタリング調査を実施してきました。

しかし、防護柵等の設置による被害防除・植生回復対策は、短期的な方策としては有効と考えられるものの、被害地域を含めた森林生態系の再生・保全、ニホンジカの生息地の保護（ニホンジカの個体群を安定的に維持し、被害を一定水準に抑制すること）を図るためには、個体数管理や中長期的な観点から生息環境の保全・整備を進めることが重要であることから、環境省、関係県、関係市町村、地元NPO等と一層連携し、以下の事業について平成25年度までの5カ年間実施していきます。

【事業内容】※（4）については、平成22年度以降に実施

- （1）ニホンジカの生息環境調査、動態調査
- （2）関係機関等との連絡会議の開催
- （3）被害跡地の再生対策（防護柵等の設置、植生回復調査、管理業務等）
- （4）野生鳥獣の生息環境整備（針広混交林化、広葉樹林化等をモデル的に実施）



ニホンジカによる食害の状況（ウラジロモミ）



防護柵の設置状況（平成20年5月に設置。写真は同年9月の状況で、柵の内側は植生が回復。）



単木の防除（ラス巻き）の状況

担 当：指導普及課 中島、^{かくま}鹿熊
TEL：088-821-2121

重要自然維持地域保安林整備事業について（新規）

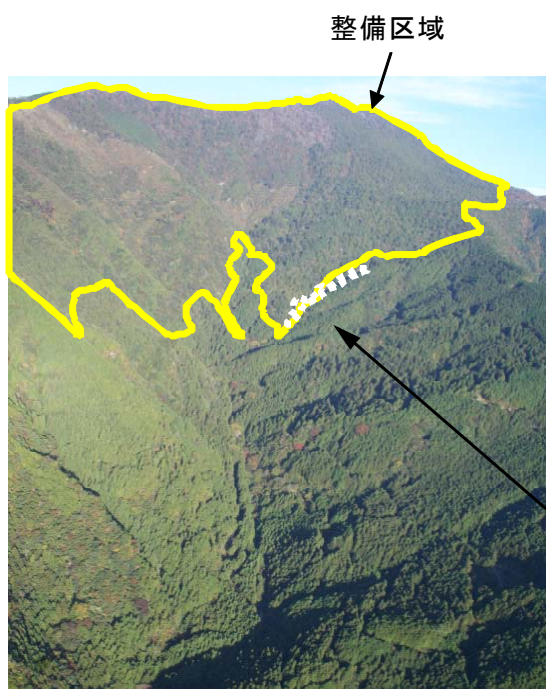
1 趣旨

本事業の実施地区は、四国山地の中央部に位置し、樹齢200年を超える天然ヒノキが群生する針広混交の天然林であり、白髪山（1,470m：嶺北森林管理署管内）周辺の国有林は、県立自然公園及び保護林（林木遺伝資源保存林）に指定され、登山、林内散策、学術研究等の目的で県内外からの入山者が多い地域です。

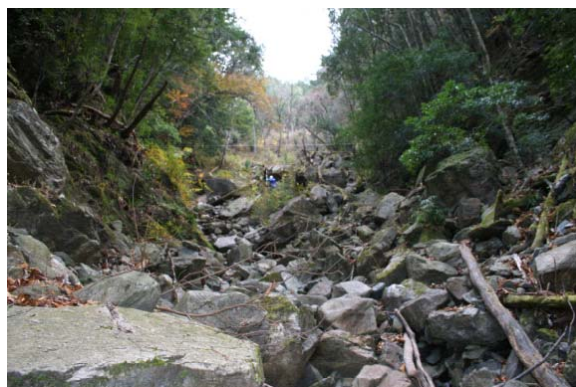
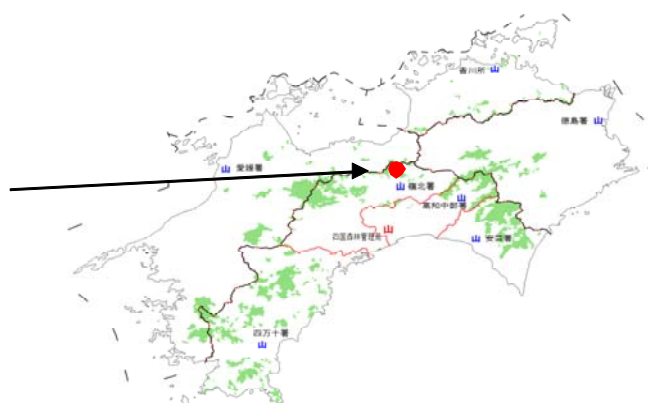
近年の集中豪雨等により、白髪山東部の口白髪山において、地すべり性崩壊、溪流荒廃が発生し、不安定土砂が溪流内に堆積している状況にあり、早急に整備していく必要があることから、平成21年度から平成25年度の5年間、総工事費約3億円の規模で以下の事業を実施することとしています。

2 事業内容

- ① 崩壊地の拡大防止や不安定土砂の流下防止を目的に、治山ダム工（8基）、山腹工（0.2ha）、作業道作設（400m）を実施します。
- ② 荒廃した森林について、森林整備（130ha）、歩道整備（1.3km）を実施します。



(事業箇所の全景)



(治山ダム工計画箇所)

担当：治山課 澤田、川久保
TEL：088-821-2150

治山事業における間伐材等木材利用の推進

1 木材利用の取組

地球温暖化防止対策の観点から、農林水産省木材利用拡大計画が見直され、「グリーン公共事業の推進」という取組方針のもと、公共土木工事における木材利用の拡大を図ることとしたところです。

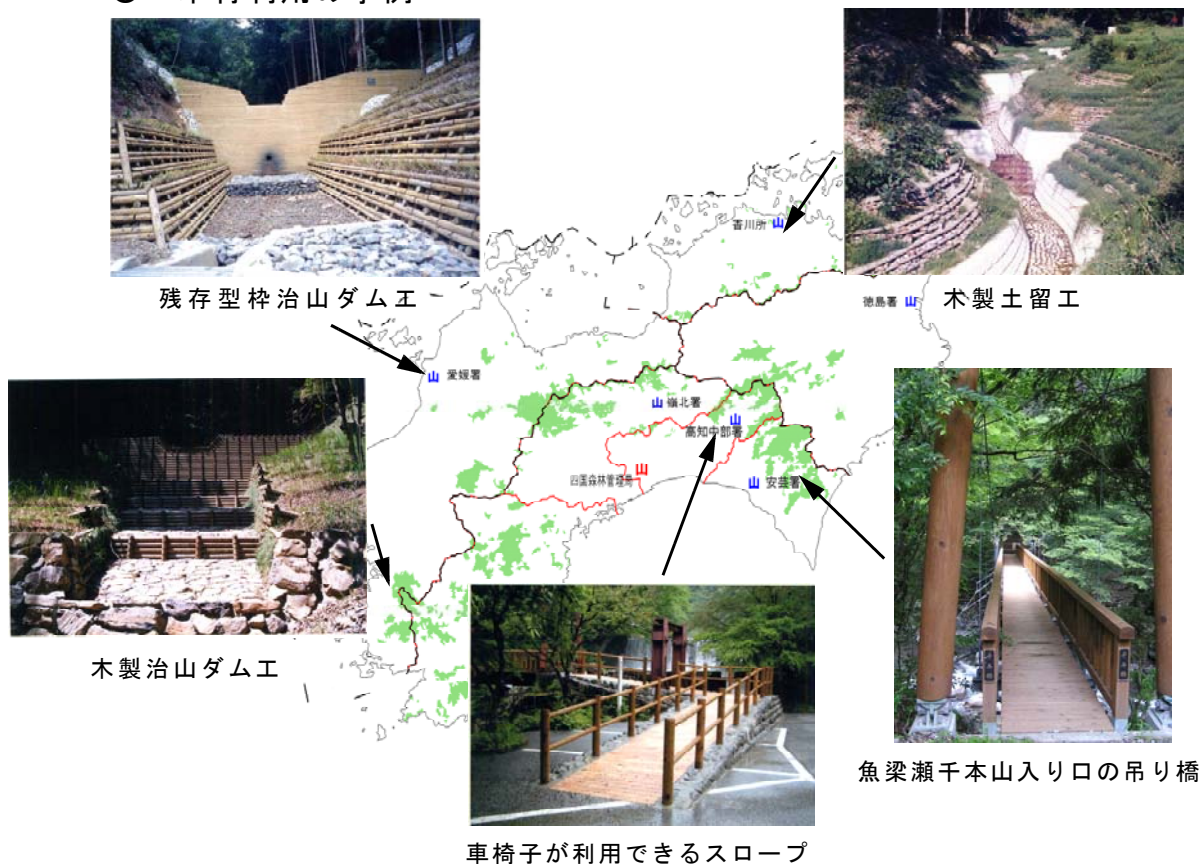
2 四国森林管理局の木材利用の取組

今後5年間で、平成20年度の2倍程度の木材利用を目標に取り組み、平成21年度については、木材使用量の目標を3,000m³として、木材利用の推進に取り組んでいきます。

○ 四国森林管理局の治山事業における木材利用の実績

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1,197m ³	1,796m ³	2,236m ³	2,405m ³	2,521m ³

○ 木材利用の事例



担当：治山課 澤田、川久保 TEL：088-821-2150

「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国（新規）

1 趣 旨

「学校林・遊々の森^{*}」は、子どもたちが自らの行動で学び体験する活動が行われる学習・体験活動の場です。

「学校林・遊々の森」全国子どもサミットは、この活動の取組を広げていくことを目的として、平成19年度に東京都八王子市で開催したのが始まりで、20年度は熊本市で、3回目となる21年度は四国で開催するものです。

「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国では、四国各地や全国から集まった子どもたちによる学習・体験活動の発表や先生方の意見交換会等を行い、森林づくりの大切さの輪を全国に発信するものです。

※遊々の森とは

総合的な学習の時間などにおいて、学校等による森林環境教育の推進に寄与することを目的として、平成15年に創設された制度で、森林での学習活動、体験活動に国有林のフィールドを提供するものです。

2 事業内容

- (1) 子どもたちによる森林学習・体験活動の発表及び森づくりの夢の発表
- (2) 先生方の意見交換会
- (3) 森林体験学習（積み木で遊ぼう！、竹で作った器でご飯を食べよう！、遊びを通して森を知ろう！、木にふれて創作してみよう！）ほか

3 開催日・場所

- (1) 平成21年8月2日（日）～3日（月）
- (2) 高知県香美市 高知県立香北青少年の家

4 参加者（予定）

四国内から8小学校程度、四国外から2小学校の計10校程度

5 実施主体

主催：「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国実行委員会

構成 林野庁、四国森林管理局、（財）オイスカ、（社）全国森林レクリエーション協会四国支部、（社）高知県森と緑の会、高知県森林インストラクター会



（平成20年度「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin九州の様子）

担 当：指導普及課 中島、三浦
T E L：088-821-2121

「美しい森林づくり、地域づくりを目指して」～国有林公開講座の実施～

1 趣 旨

昨年改定された「国有林野の管理経営に関する基本計画」では、国土の保全や水源かん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全について、国有林への国民の期待が大きくなっていることを踏まえ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととされています。

このため四国森林管理局では、国有林野の管理経営に関する取組等について、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を目的とした「四国の国有林公開講座」を実施します。

2 内 容

(1) 座学講座（新規）

- ① 四国の国有林（四国の国有林の現況について）
- ② 森林を守る（計画制度、森林整備について）
- ③ 森林に親しむ（森林環境教育、フィールドの提供について）
- ④ 地域を守る（治山事業の実施について）

(2) 現地講座

- ① 天然更新現地講座
- ② 治山施設現地講座

3 対 象

森林・林業及び治山事業に関心のある者（一般公募）



(現地講座 千本山国有林（高知県馬路村）)



(美しい森林づくりに関するシンポジウム)

担 当：企画調整室 松本
T E L：088-821-2160
担 当：治山課 澤田
T E L：088-821-2150
担 当：森林技術センター 三重野
T E L：088-821-2250

森林・林業体験交流促進対策（新規）

1 趣 旨

平成20年3月に改訂された「学習指導要領」（平成23年施行）には、小学校における自然体験活動の充実が新たに盛り込まれたところであり、また、平成20年度から、農林水産省・総務省・文部科学省の三省が連携して、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始されたところです。

自然体験活動は、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」を目標としていることから、体験活動の場として山村や森林も一定の役割を果たすことが期待されています。

四国森林管理局においては、これまでも、都市部の学校等に森林教室等の実施を働きかけるとともに、学校等からの要請に対し、体験活動の場として国有林を提供したり、指導者として職員を派遣するなど、森林環境教育の推進に努めてきたところですが、これらの取組は、森林環境教育に積極的な一部の学校の要請に偏る傾向にあり、広く都市部等の小学生も対象とした自然体験の機会を提供することが少なかったところです。

このため、農山漁村における体験活動とも連携して、森林環境教育の実施に適した国有林を「学習教育林」として選定し、利用促進のためのフィールドの整備や学習・体験プログラムの整備等を実施していきます。

2 事業内容

(1) 学習教育林の整備

比較的都市部に近い嶺北森林管理署管内の「工石山」、香川森林管理事務所管内の「飯の山」において、安全で効果的な学習・体験活動を行うため、学習教育林の全体構想及び学習・体験プログラムを作成し、学習ポイントを踏まえた学習コース等の整備を実施します。

(2) 学習教育林情報の提供

四万十川森林環境保全ふれあいセンターが森林環境教育を実施しているフィールド（愛媛及び四万十森林管理署管内）では、学習コースとして補完が必要な説明看板、樹名板、道標等の整備を実施します。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域（内子わくわく体験協議会（愛媛県内子町）、幡多広域観光協議会（高知県四万十市ほか））では、協議会に参画しつつ、学習教育林に関する情報を積極的に提供するなど、連携して取り組んでいきます。



（森林の中での体験活動の様子）

担 当：指導普及課 中島、三浦
T E L：088-821-2121

「森林の達人集」の拡充について

四国森林管理局では、平成20年度において、国民の方々の多様な森林環境教育のニーズに弾力的・機動的に対応するため、枝、葉、ツルなどの自然の材料を用いた遊び、林内、木、溪流などといった森林環境をフィールドとした遊び、活動を得意とする名人達を「森林の達人集」（高知県版及び徳島県版）としてデータベース化し、四国森林管理局のホームページに掲載しました。

平成21年度は、香川県版及び愛媛県版の「森林の達人集」を作成して、四国における「森林の達人」のネットワーク化を図り、別紙8の『「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国』等を含め、各地で講師として活躍していただき、効果的な森林環境教育を推進していきます。



四国森林管理局のホームページに掲載している「森林の達人集」のトップページ
(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/koho/tatujin/index.html>)

担当：指導普及課 中島、三浦
TEL：088-821-2121

国有林材の安定供給について

国産材の安定供給体制の整備を図るため、平成１９年度に全国→地域ブロック→都道府県の各レベルにおいて木材安定供給協議会が設立され、

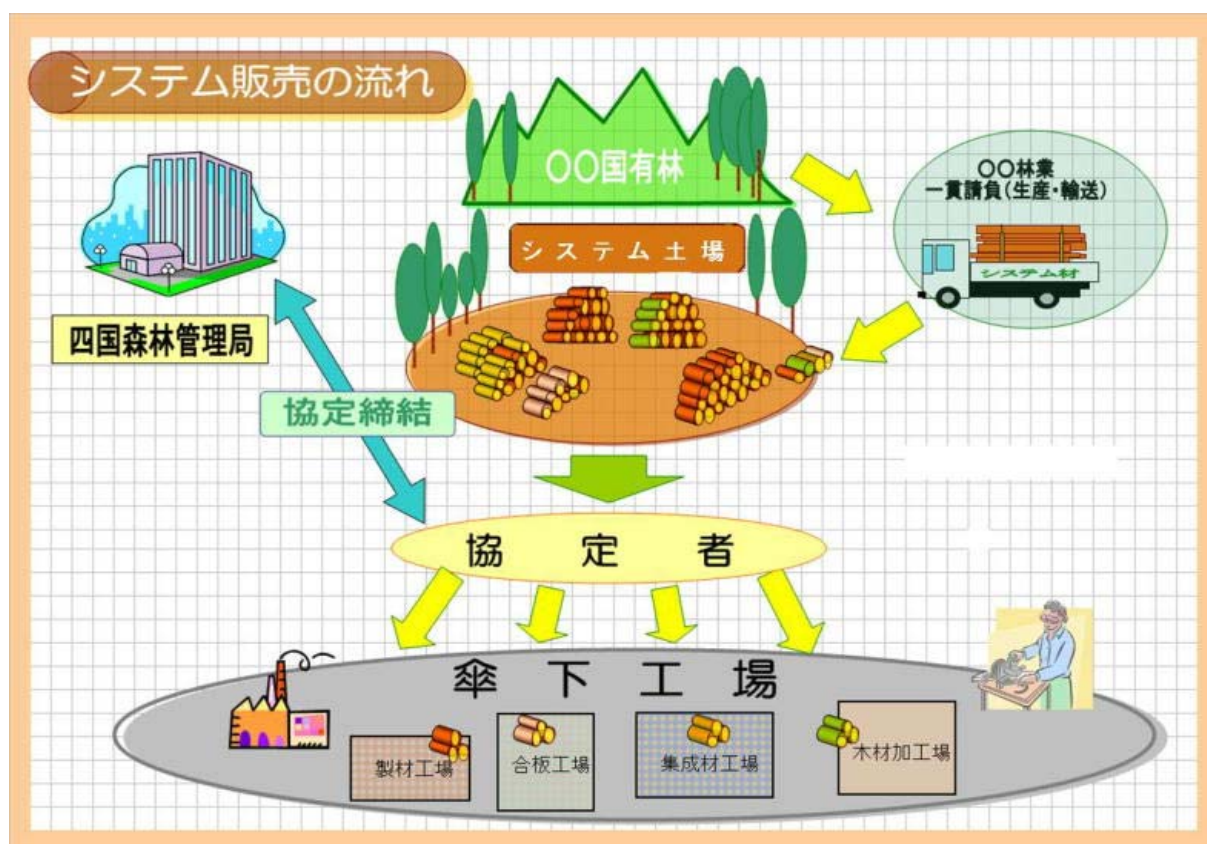
- ① 木材供給可能量情報の取りまとめと木材加工者への提供
- ② 提案型施業の実施のための研修の企画や課題等の検討
- ③ 低コスト作業システムの導入の促進のための情報の収集・提供

などの活動を行っており、民有林・国有林が連携して木材の安定供給への取組を行うこととしています。

このため、国有林野事業としては、協議会を通じて、当該年度における国有林野の収穫量・販売量の見通し等の情報等を提供するとともに、民有林材の供給に係る情報や川下の需要動向に係る情報収集を図ることとしています。

また、四国森林管理局では、素材の安定供給を目指して、１７年度から、合板・集成材・製材工場などの大口需要者へ直接販売（システム販売）しており（２０年度実績７２千 m^3 ）、２１年度についてもスギは合板用に、ヒノキはラミナ、間柱用等に５０千 m^3 を販売することとしています。

こうした取組を通じて、国産材利用の拡大を図ることとしています。



担当：販売課 松本
TEL：088-821-2170

地域材利用促進に向けた取組について

1 趣旨

国有林野内の人工林については、長伐期化する場合も含めてその多くが間伐の必要な齢級となっており、間伐の適確な実施が水源かん養等公益的機能の維持増進はもとより、地球温暖化防止の観点からも重要な課題となっています。また、その間伐に伴って生産される間伐材などの森林資源の有効利用が求められています。

間伐材などの地域材の利用を促進するためには、その生産された材を需要者へ安定的に供給するとともに、木の良さを一般消費者へPRするなどの取組が重要となっています。

このため、四国森林管理局では以下の取組を通じて、地域材の利用を促進し、健全で豊かな森林づくりに取り組めます。

2 事業内容

(1) 地域材利用促進協議会（仮称）の設立（新規）

民有林の林業施策担当者等と連携し、地域材の一層の有効利用・利用促進に関する協議会を新たに設立し、情報交換を行うとともに、川上から川下までの一貫した施策体系と木材の安定供給に関する協議を行います。

(2) 消費者等に対する普及活動

① 地域材発見ツアー

地域材を使用した木造住宅に関心のある消費者を対象として、地域材を使った木造住宅に触れるツアーを実施します。

ア 実施時期

平成21年10月（予定）

イ 対象者

森林・林業及び木材利用に関心のある者
（20名程度（公募））



（土佐スギを使用した称名寺）

② 建築学科在籍の大学生等（「建築士の卵」）のための森林環境教育

将来、木造住宅建築など木材利用の推進役となり得る建築学科等に在籍する学生等を対象として、産・学・官が連携し、『～森から学ぶ木造建築等の設計士セミナー～「森の未来に出会う旅」』を実施します。

ア 実施時期

平成21年8月（予定）

イ 対象者

木造建築に興味のある学生
（20名程度）

担 当：販売課 松本
TEL：088-821-2170
担 当：指導普及課 中島
TEL：088-821-2121

「四国山の日」
もり
～新・四国の森林づくり推進事業～

1 趣 旨

森林の有する多面的機能を十分に発揮させていくためには、森林の整備や木材の利用、森林環境教育活動等を、地域住民をはじめ多くの方々が連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

このような状況を背景に、平成16年11月に四国4県の豊かな生活環境や森林の多面的機能の高度発揮の実現に向けて、四国4県と四国森林管理局による「四国の森づくりに関する共同宣言」がなされました。

この共同宣言に基づく取組等を具体化していくため、平成16年度から毎年テーマを定め、地域住民、森林ボランティア、四国4県、四国森林管理局等関係者が連携し、四国の森づくりに取り組んできました。

- ・16年度：「四国はひとつ 4県連携の森づくりに向けて」（於：高知県本山町）
- ・17年度：「四国の森づくりネットワークの設立に向けて」（於：徳島県神山町）
- ・18年度：「県民参加の森林づくり」（於：愛媛県内子町）
- ・19年度：香川県まんのう町において「いのちの水は森から 子どもたちに伝えよう 森との関わりを」（於：香川県まんのう町）
- ・20年度：「ここの森林の宝を見つけよう」（於：高知県香美市）

平成20年度からは、4県が一巡し二巡目に入ったところであり、これまでの取組を踏まえ、さらに、地域の特性を活かした取組を進めていきます。

2 事業内容（予定）

- (1) 森づくり交流学習会
- (2) 森づくり活動

3 開催日・場所

- (1) 平成21年10月31日（土）～11月1日（日）
- (2) 徳島市ほか

※なお、事業内容等が具体化してきた段階で、再度内容についてお知らせします。



(平成20年度「四国山の日inこうち」の様子)

担 当：指導普及課 中島、橋口
T E L：088-821-2121

民有林との森林整備協定の推進

平成16年に四国4県と四国森林管理局との間において、森林整備の推進、木材の利用推進、森林環境教育の推進や四国山の日の創設を内容とする「四国の森づくりに関する共同宣言」を締結して以降、平成20年までに愛媛県、香川県、徳島県、高知県と四国森林管理局との間で順次「森林づくりに関する覚書」を締結してきました。

これらの覚書を具体的に推進する取組の一環として、今年度、高知県嶺北地域の民有林と国有林との間で、効率的かつ効果的な作業路網の構築による間伐の推進等を目的とした森林整備協定を締結することとしています。

この森林整備協定の締結により、民有林と国有林が連携した路網の整備、間伐の実施など森林整備のより一層の推進が期待されます。



(森林整備協定締結候補地) いの町(旧)本川村

担当：計画課 米田、瀬崎
TEL：088-821-2100